

奈情審第18号
令和7年8月8日

奈良市長様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 上田 健介

行政文書開示請求却下処分に対する審査請求について（答申）

令和4年4月26日付け奈總総第24号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第04-01号】

令和3年12月28日付け奈企第1070号行政文書開示請求却下通知書による不開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行文第83号

諮問：行文第04-01号

答 申

第1 審査会の結論

奈良市公営企業管理者が行った令和3年12月28日付け奈企第1070号行政文書開示請求却下通知書による不開示決定処分については、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年10月14日に、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づいて、奈良市公営企業管理者（以下「処分庁」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

企業局（受託者を含む）が使用している建物の管理に係り作成、取得している文書一切（以下「本件開示請求1」という。）

職員の配置・所属、職種・補職、分掌事務、採用種別、職種別など各職員の属性について業務遂行、人事異動、人事評価、人事管理に係り作成、取得している文書一切（企業総務課及び経営企画課所属職員を対象とする）（以下「本件開示請求2」という。）

企業局の執務室内に設置した電話の位置、内線番号などを記載した文書（以下「本件開示請求3」という。）

2 本件処分までの経緯

処分庁は、本件開示請求1について、対象とする文書の年度を特定することと「建物」及び「管理に係る」が何を指すかを具体的に明らかにすること、また本件開示請求2について、対象とする文書の年度を特定することと「業務遂行」が何を指すかを具体的に明らかにするよう令和3年12月7日付けで審査請求人に開示請求書の補正を求めて通知した。

審査請求人は、この処分庁の補正の求めに対して令和3年12月11日付けで補正書（以下「本件補正書」という。）を処分庁に提出した。

3 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求1のすべて及び本件開示請求2のうち人事異動、人事評価、人事管理に係り作成、取得している文書を除く請求部分について、本件補正書によても請求対象となる行政文書を特定することができないとして、条例第6条第3項の規定に基づき令和3年12月28日付け却下決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。なお、本件処

分に係る請求部分以外は部分開示決定を行い、本件処分と同日付でその旨を通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年3月23日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書によれば、審査請求の理由は概ね次のとおりである。

(1) 審査請求書

指定された期限までに補正書を提出しており、その内容は補正通知書の求めに適応したもので、客観的に文書特定は可能である。

(2) 意見書

ア 審査請求人が令和3年9月24日付けでした開示請求が処分庁に不存在とされたがその不存在を不審に思い、審査請求人は不存在決定後の令和3年10月14日付けで本件開示請求を行った。これは先の請求が不存在とされたので、別の切り口で請求し直したものである。不存在とされた文書がちょっとした開示請求の文言の違いで開示されることはしばしばあるので、本件開示請求を「実質的に同内容の行政文書の開示を繰り返し求める」との理由で却下するのは妥当でない。

イ 本件開示請求の趣旨が先の請求と同内容の文書の請求であることは、審査請求人が先の請求を不存在決定された7日後に開示請求したこと、処分庁から送信されたメールで「既に情報提供としてお渡しした資料もあるうえ」と述べていること、面談で職員から本件請求に対し座席表を請求している旨発言があったこと、その他弁明書での処分庁の主張から、処分庁は承知しているものと認められる。処分庁は本件開示請求に対して令和3年12月28日付けで却下決定と部分開示決定の2つの処分を行った（どの決定で請求対象文書の何を特定したのか明確でない。）。

ウ 却下決定と開示決定の2つの処分における開示請求文書名と特定された文書名を比較すると、本件開示請求1は却下決定、本件開示請求2のうち、職員の配置・所属、職種・補職、分掌事務、採用種別、職種別など各職員の属性について人事異動、人事評価、人事管理に係り作成、取得している文書一切（企業総務課及び経営企画課所属職員を対象とする）は部分開示決定で、職員の配置・所属、職種・補職、分掌事務、採用種別、職種別な

ど各職員の属性について業務遂行に係り作成、取得している文書一切（企業総務課及び経営企画課所属職員を対象とする）については却下決定、本件開示請求3は開示決定と推認できる。

エ 本件開示請求2は一体のもので、業務遂行とそれ以外（人事異動、人事評価、人事管理）に分けて文書を特定したのは、誤読であり開示請求の趣旨を理解していない。

オ 先の請求で事務分担表は不存在決定された。奈良市においては人事課から所属長に事務分担表の提出を依頼する手続となっていて、行政委員会や企業局は含まれていないが、議会や教育委員会も人事課へ事務分担表を提出している。事務分担表は人事課や各所属部長が各職員の分掌事務や勤務状況を把握する基礎資料で、市長部局と企業局の間の人事に人事課が関与することからすると、処分庁のみ事務分担表を作成しないのは奈良市全体の人事管理と整合しない。処分庁の組織規程では奈良市行政組織規則と同様の定めがあるので、処分庁に何らかの事務分担表類似の文書が存在すると推認される。

カ 処分庁は事務分担表を請求すればよいと教示したことがあり、また、事務分担表を作成していないとは述べなかつたし、職員自身の担当業務を回答したこともあるので、処分庁は職員の事務分担や身分を把握した文書を保有していると推認される。

以上から、事務分担表がなければ所管事務の業務遂行や人事異動、人事評価など人事管理に支障を来たすと考えられ、事務分担表という名称はともかく、組織規程に基づき個々の職員の補職、任用根拠及び配置や事務分掌を把握する基礎文書が存在することが強く推認される。

本件開示請求2の文書は、「業務遂行、人事異動、人事評価、人事管理」にあたり必要となる「職員の配置・所属、職種・補職、分掌事務、採用種別、職種別など各職員の属性」の記載のある基礎文書ひとつ、つまり、市長部局や教育委員会、議会で存在する事務分担表又はそれに代わる文書を求めたもので、「職員の配置・所属、職種・補職、分掌事務、採用種別、職種別」の文言は事務分担表の様式に記載されている。審査請求人が先の請求と同内容の文書を別の切り口で請求したことは、弁明書の記載から処分庁も承知していると認められるが、本件開示請求2の記載を分断して決定した。これは請求の趣旨を無視した誤読である。

キ 処分庁は、令和3年12月13日まで開示決定等の期限を延長し、期限の6日前に開示請求の補正命令（補正期限令和3年12月21日）を行つた。審査請求人が投函した補正書は12月13日又は14日に到達したから、開示決定等の期限は12月19日又は12月20日と確定したが、処分庁は期限までに処分しなかつた。処分庁は審査請求人に条例第6条第2項に基づき補正を求め、審査請求人が指定された期限までに補正しなかつ

たとして条例第6条第3項に基づき却下した。しかし、補正期限が令和3年12月21日で補正書は12月13日又は14日に処分庁に到達し、期限までに補正しているから条例第6条第3項に基づき却下することは妥当でない。

ク 条例第6条第2項によると処分庁が補正を求めるときは、補正の参考となる情報を提供する努力義務がある。本件開示請求1は先の請求と同内容の文書を請求したものだが、そのとおりに書けば先の請求と同じく不存在となるから本件のように請求するしかない。処分庁は、対象文書が先の請求と同内容であることを承知していたと認められるが、請求年度の特定、建物の特定、「管理に係る」とは何の管理かの3点について補正を求めたので、審査請求人は、本件開示請求1が先の請求と同内容の文書を別の切り口で表現にしたものであることを処分庁が把握していることを前提に、誠実に対応した。

ケ 処分庁の補正の求めは、特定の委託している業務に関するもの、特定年度のもので文書特定すべく補正を誘導していると認められるが、本件開示請求1は様々な建物の管理を行う上で必要となる基礎的な管理文書、汎用的な文書を求めている。なお、補正通知書で処分庁が業務委託に執着するので、個別の業務委託文書ファイルに該当文書が存在する可能性がゼロではないと考え、補正書では個別文書も排除していない。

開示請求をする場合、請求対象文書の年度を特定しなければならない義務はない。そもそも建物を管理する上で必要な共通文書を求めているので、年度の特定は問題にならない。例えば、建物の管理でまず考えられるのは建築施工図面などの建築管理文書である。これがなければ耐震補強、増築、模様替え、情報機器や電話の配置・配線の計画策定や工事が困難となる。審査請求人は新築年月日も建築施工がいつ行われたのか分からず、処分庁も建築施工時期を情報提供しないので、建築の際に作成する建築施工図面の年度を特定できない。本件開示請求1は先の請求と同様に業務委託文書を想定していないが、処分庁は業務委託文書を想定している。どのような業務委託をいつ行っているか情報提供がなく年度を特定できず、業務委託文書で特定する場合は直近年度と補正した。よって、建築施工図面など建築時の文書の年度の特定は処分庁で可能であり、業務委託文書に請求対象文書がある場合は、直近年度と補正しているから、年度の特定ができないとして請求を却下することは妥当でない。

特定の建物に限定しなければならない義務はない。審査請求人は処分庁の建物を確定する情報を持っていないため、メールでどこにどのような施設があるか訊ねると、処分庁は「本局庁舎以外には送配水管理センターがある緑ヶ丘浄水場が考えられます。」と回答した。しかし、その他にも施設があることが明らかであり、処分庁は意図的に建物の存在を秘匿している。

誘導に乗せられ建物を限定すると漏れる建物が生じることが明らかとなつたので、補正書で「企業局に属する職員や受託者の従業員が勤務又は使用する建物が請求対象」と明記した。建物、職員、業務委託を管理している処分庁はこれにより請求建物を特定できるから、建物を特定できないとの理由で請求を却下することは妥当でない。処分庁は業務委託文書を想定しているため、このような補正を求めていたが、請求対象は業務委託の有無と関係なく、建物を管理する上で必要な基礎的な文書を想定している。処分庁は弁明書の記載から請求対象文書を承知していた。しかし、先の請求が対象文書を保有しているながら不当にも不存在とされているため同一文言で請求できない。審査請求人は業務委託に係る管理に限定した文書を請求していないので、何の業務委託に係る管理に係るものと訊かれたら建物の管理に係るとしか言いようがない。建物を管理する上で必要な汎用文書を求めており、業務委託文書ファイルに請求対象文書が存在する可能性はきわめて低いが、審査請求人が建物の管理についてどのような維持管理を行っているか、そのうち業務委託を行っている業務は何かを訊ねたところ、処分庁は実質的に何ら回答しなかつたので、処分庁の補正の求めに対応して例示した業務委託に係る文書で請求対象と考えられる文書を提示した。よって、本件は建物の管理を行う上で必要又は利用する（できる）汎用文書を請求したもので、例えば、建築施工図面などが想定されるから、建物を管理する上で必要な基礎的な文書、先の請求と同内容の文書を求めていることを承知している処分庁が業務委託文書を特定できないとして却下するのは妥当でない。

コ 年度を記載しなければ保有している年度すべてとなり、年度を記載しないなくても特定できるが、補正書で同一の類型の文書ごとに直近年度と補正したから容易に特定は可能である。よって、請求年度の記載がないことを根拠に却下することは妥当でない。

処分庁は、業務遂行に係る文書に各職員の属性が記載されたもので特定するとの筋読みをしているようであるが、「業務遂行」とは業務を遂行するに当たり程度の意味で、業務遂行するにあたり、人事異動をするにあたり、人事評価をするにあたり、人事管理をするにあたり、いずれにも汎用できる各職員の属性を記載した文書、例えば、市長部局等で作成される事務分担表のような文書が必要との認識で当該文書を請求した。これは補正書でも説明し、弁明書の記載から処分庁は承知している。よって、「業務遂行」の文言だけを切り出して特定できないというのは、請求の趣旨を誤読したものである。

サ 処分庁は、審査請求人に対し、意図的に座席表を情報提供できない理由を偽ったり、職員の身分を偽ったりしたことがあった。以前、処分庁は開示の実施において無断で録音を強行するので審査請求人がやめるように求

めると、刑法の職務強要罪に当たると審査請求人に警告したが、単に不必要的録音をやめるように要請するのは同罪の暴行または脅迫には当たらず、またしても虚偽を述べた。そして、文書特定の面談で処分庁はまたしても身分を偽った。結果、面談は成立しなかった。しかし、審査請求人は、処分庁の補正の求めに応じて補正書を提出しており、文書特定のための補正を拒否した事実はない。情報提供の可否、開示の実施及び情報公開請求の文書特定の面談は開示請求と密接に関係しており、「開示請求とは全く関係のない理由」というのは事実ではない。

シ 審査請求人は、補正の参考となる情報が隠蔽され、情報提供を拒否され、先の請求が不存在とされている状況で、補正に出来る限り対応した。それでも特定ができないのは、補正の求めが不適切か補正の参考となる必要十分な情報が与えられないからである。

ス 公務員は市民に雇用され市民の税金から給料を得て生活しているから、雇用主である市民に対し嘘を吐くことは公務員にあるまじき行為であるのに、処分庁は身分を偽ったほか、虚偽の指導を行っている。審査請求人は疑問に思うことは事実確認をするのを常としており、処分庁が身分を偽った嘘を見抜くことができた。処分庁の執着により潔癖な審査請求人との面談が成立しなかったので、「請求人は処分庁との面談を正当な理由なく拒否し続けていた」というのは事実ではない。

セ 審査請求人は補正期限までに補正書を提出し、形式上は適法に補正されている。補正を求める事項については、細分化されているから、補正書は一つ一つに答えることで足りる。開示請求に不備があるか否かには客観性が要求される。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求の請求内容は抽象的で何を特定すべきかが判然としなかった。そのため何を見たいのか審査請求人に問い合わせるしかなく、面談を求めたが、面談を拒否された。そのため、条例第6条第2項に基づき補正を求めたが、特定に資するような補正がなされず、本件処分を行った。

2 弁明の理由

(1) 経緯

審査請求人は、本件開示請求を行う前の令和3年9月24日にも、実質的に同内容の行政文書開示請求（以下「前件開示請求」という。）を行っていた。なお、処分庁は前件開示請求に令和3年10月7日付けで不存在決定を行った。

処分庁は、本件対象行政文書の範囲が広く、行政文書を特定できる程度に具体的ではなかったことや本件対象行政文書が前件開示請求と実質的に同内容の文書を対象としていたことから、審査請求人との面談により本件対象行政文書を具体的に特定する必要があったため、メールでの面談の日程調整を行い、面談日を同年11月16日と決定した。

ところが、その面談当日、審査請求人は当該面談に立ち会った処分庁の特定の職員の同席を拒否し、本件対象行政文書の特定のための調整を行わないまま退席し、その後も当該職員が自己の任用種別を偽ったなどとして、本件開示請求とは全く関係のない理由により面談の日程調整に応じなかつたことから、本件対象行政文書を特定することができない状態が続いた。

そのため、処分庁は審査請求人に条例第6条第2項に基づき、補正を求める主旨を具体的に記載した上で、令和3年12月7日付けで次の事項（以下「**本件補正事項**」という。）の補正を求めた。

ア 「企業局（受託者を含む）が使用している建物の管理に係り作成、取得している文書一切」のうち、「建物」及び「管理に係る」についての具体的な記述。また、請求の対象年度の特定。

イ 「職員の配置・所属、職種・補職、分掌事務、採用種別、職種別など各職員の属性について業務遂行、人事異動、人事評価、人事管理に係り作成、取得している文書一切（企業総務課及び経営企画課所属職員を対象とする）」のうち、「業務遂行」についての具体的な記述。また、請求の対象年度の特定。

同年12月8日、審査請求人から処分庁に対して補正通知書の内容についてメールで問合せがあったため、処分庁は、当該問合せに対する回答と、その回答の主旨が不明の場合には直接面談で伝える旨をメールにより返信したが、審査請求人からそれ以上の連絡がないまま、同月14日に本件補正書が処分庁に届いた。

しかしながら、本件補正書は本件対象行政文書の特定に至る内容でなかつたため、処分庁は、条例第6条第3項の規定に基づき、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求において、「指定された期限までに補正書を提出しており、その内容は補正通知書の求めに適応したもので、客観的に文書特定は可能である。」と主張するが、以下のとおり、かかる主張には理由がない。

条例は、実施機関が行政文書開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ（条例第6条第2項）、この場合において、実施機関は、開示請求者が指定された期限までに補正しないときは、当該開示請求を却下するものとすると規

定している（同条第3項）。

本件において、処分庁は、本件補正事項のアのうち、「管理に係る」の内容について、「例えば、『清掃に係る』、『空調設備の点検に係る』等を示してください。」と補正を求めているのに対し、審査請求人は、「物体としての建物（建物内の空間を含む）の管理を行う上で必要又は利用する（できる）文書」と回答しており、本件開示請求書の言葉を言い換えたにすぎず、依然として具体的に何に係る建物の管理に関する文書を指しているか不明である。「請求対象年度」についても、「請求対象文書をいつ作成、取得したか不知で・・・請求対象年度を特定できない。」としており、開示を求める文書の対象期間は何ら特定されていない。

また、処分庁は、本件補正事項のイのうち、「業務遂行」の内容について、「『業務遂行』とは何を指すのか具体的に記述してください。（処分庁も）例示できないほど対象の範囲が広く特定できません。」と補正を求めているのに対し、審査請求人は、「業務遂行とは、仕事をするにあたり程度の意味で、特定の何かの業務を想定していない。」等と回答しており、依然として本件開示請求書の「職員の・・・業務遂行・・・係り作成、取得している文書一切」がいかなる文書を指しているかが明らかではない。

以上より、本件補正書の内容は、本件対象行政文書を特定するに足る事項の記載が不十分であり、これでは客観的に文書の特定は不可能であるため、審査請求人は、補正の求めに対し、実質的に補正しなかったものということができる。したがって、審査請求人の主張は理由がなく、処分庁が条例第6条第3項の規定により、本件開示請求を却下したことには何ら違法・不当な点はない。

なお、処分庁は、審査請求人に対し、補正通知に至るまで、上記のとおり、何度も本件対象行政文書の特定を試みていたにもかかわらず、審査請求人は処分庁との面談を正当な理由なく拒否し続けていたため、やむを得ず、最終手段として文書による補正の手段をとったものである。そして、上述のとおり、本件開示請求が、既に処分庁が行政文書不存在決定を行った前件開示請求と実質的に同内容の行政文書の開示を繰り返し求めるものであるなどの事情に照らせば、これ以上の補正を求ること自体が無意味である。

以上より、本件処分は適法かつ妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び処分庁それぞれの主張を踏まえて、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

1 条例の規定について

- (1) 条例第6条第1項本文において、行政文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）は、同項各号に定める事項を明らかにして請求しなけれ

ばならず、当該事項を記載した開示請求書を実施機関に提出するものとされ、同項第2号には「開示請求をしようとする行政文書を特定するに足りる事項」と規定されている。

また、同条第2項は、「実施機関は、開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定するとともに、「実施機関は開示請求者に補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

- (2) このような条例の規定からすると、まずは開示請求者が請求しようとする行政文書を特定すべきであり、実施機関は、その記載をもとにいかなる行政文書が請求されたのかを判断すべきこととなるが、開示請求者が行政の行う業務に精通し、行政の保有する行政文書を正確に理解していることは通常稀であるから、「行政文書を特定するに足りる事項」とは、実施機関が行政文書を合理的な方法で特定できる程度に具体的なものであれば足りると解される。
- (3) この「行政文書を特定するに足りる事項」として十分でない記載が開示請求者によりなされた場合には、実施機関が、開示請求書の提出時又は提出後に開示請求者に問い合わせたり、必要な情報を教示したりすることで、双方の意思疎通を重ねながら、請求対象の行政文書を特定していく、開示請求書に追記又は修正を行うよう促すことが想定されている。

そして、条例第6条第2項に定められている実施機関の開示請求者に対する開示請求書の補正を求める権限は、上記のような実施機関の対応によってもなお開示請求書の記載が「行政文書を特定するに足りる事項」として十分なものにならなかった場合に行使されるものと解される。この権限の行使に際して、実施機関は、奈良市情報公開条例施行規則（平成19年奈良市規則第91号）第3条第1項に規定されている通知の様式を用いて、期限を定めて書面により開示請求書の補正を求め、開示請求書の形式的な不備を是正することができる。

2 本件開示請求について

- (1) 上記1を本件開示請求についてみると、本件開示請求の開示請求書（以下「**本件開示請求書**」という。）の記載は第2の1のとおりであるが、その記載内容からは、処分庁に属する建物の管理、処分庁特定部署の職員の属性及び処分庁の執務室に関する文書を請求していると解される。しかしながら、建物の管理という内容からは多種多様な管理の形態が想定されること、職員の属性という内容からは特定部署という限定はあるものの職員に関する一切の文書を請求する趣旨ともとれること、その他「一切」や「など」という文言とともに全体として抽象的な表現に留まり、且つ多義的な文言が多用されており、審査請求人がいかなる行政文書を請求しているかは不明確で、本件開示請求書の記載を基に処分庁が合理的な方法により請求対象たる行政文書を特定することは困難であると認められる。

- (2) 処分庁によると、本件開示請求書の記載が全体として抽象的で非常に広範囲の行政文書が請求対象となるため、審査請求人に面談を求めたが、特定の職員が同席することを理由に面談を拒否されたため、該当すると思しき行政文書のみをとりあえず対象としたうえで、審査請求人に書面で補正を求めたということである。
- (3) 審査請求人は、この面談が実施されなかったことに関して、虚偽を述べた当該職員を面談に同席させる処分庁側に責任があるとしている。このことについて、本件開示請求には、当該職員に加えて課長補佐職の職員も対応し、当該課長補佐職の職員はこれまでの開示請求にも対応してきたということであるから、処分庁の対応に特段、不適切な点があったとは言えない。
- (4) 審査請求人は、処分庁から補正の参考となる情報が提供されていないのでそもそも補正是できないし、処分庁からの書面による補正の求めに対してはできる限り適切に対応したとしている。

このことについて、本件開示請求書は上記(1)のとおり、抽象的且つ多義的な請求内容であって、処分庁と審査請求人との面談が成立せず、双方の意思疎通が図られなかつたことにより、処分庁としては結果的に記載された請求内容のみに基づき、求める補正の内容を判断せざるを得なかつたものと認められ、補正の参考となる情報が適切に提供できなかつたとしてもやむを得ないところである。

そして、審査請求人の提出した本件補正書については、単に開示請求書の文言を言い換えただけか意味を補足する程度のものにすぎず、相変わらず文言は多義的で、請求内容は抽象的な範囲に留まるものと認められ、処分庁が、具体的にいかなる行政文書を指すのか明らかにならない内容であったとする説明は首肯でき、処分庁が請求対象となる行政文書を特定することは困難であると認められる。

3 本件処分について

上記2のとおり、本件開示請求は、「行政文書を特定するに足りる事項」に不備があり、処分庁の補正の求めによっても不備が補正されなかつたと認められるため、本件処分については妥当であり、また、本来であれば、本件開示請求のすべてを条例第6条第3項に基づき却下とすべきであった。

4 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年 3月23日	審査庁から諮問を受けた。
令和7年 2月18日	令和6年度第10回審査会 1 処分庁から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和7年 3月27日	令和6年度第11回審査会 事案の審議を行った。
令和7年 5月13日	令和7年度第1回審査会 事案の審議を行った。
令和7年 6月17日	令和7年度第2回審査会 事案の審議を行った。
令和7年 7月14日	令和7年度第3回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和7年 8月 8日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
上田 健介	上智大学法学部教授	会長
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
高谷 政史	弁護士	
中谷 祥子	弁護士	会長職務代理者
矢倉 良浩	弁護士	